

家畜共済診療点数表に関する意見（その他）

番号	種別	意 見
		まず、総論として意見します。家畜共済の牛に関して、死亡廃用事故について、国は、昨年より評価額を出生からの月数で、統一した評価としましたが、それ以前にも、残存物の最低額の設定や、死亡廃用事故の上限を設けるなど、支払共済金の削減を図ってきました。これは、本来の共済制度の目的・精神を意図的に、崩すものと考えます。本来、共済事故が多ければ、掛け金上がる、もちろん農家負担も上がりますが、同時に農水省の牛では、2分の1の掛け金負担も増えます。その農水省の負担を抑えるための施策が、牛肉の輸入自由化以降の死亡廃用事故の多発対策として、この間延々と行われてきました。病傷事故に関しても、同様なことが行われています。例えば、開腹手術の点数を減らし、他の点数を増やす。そして、総体として、病傷事故共済金の支払いを一定にするためのバランスをとる。こうした作業が繰り返されてきていると思います。一つの例として、昨年から実施した、評価額の統一によって、農家の加入保険金額が下がり、責任期間満了近くになって、病傷事故の限度超過が急増しました。これは、新たな農家の負担増になり、そうしたことが予想されたにも関わらず、きちんとした指導(例えば、付保割合の増加を勧めるなど)が徹底できなかった、農水省の責任は重大です。個々の診療点数の改定を行っても、総体を一定に保とうとする意図がある以上、獣医師に支払われる診療費の総額は、変わらないことになり、こうした意見聴取の調査そのものに意義があるのか疑いたくなります。当県では、狂犬病の集合予防接種の技術料が、1頭あたり1550円です。牛の皮下注射の技術料は、480円です。この格差をどう認識されているのか、農水省の見解を伺います。畜産関係獣医師の社会的地位向上と言いますが、こうした技術料の格差を是正しない限り、地位向上は、なされないと考えます。つまり、共済診療点数の大幅な増額は、急務です。農水予算とりわけ、農業災害補償法に則った、共済関係予算を大幅に増やすことを強く求めます。農家の負担を軽減するのであれば、掛け金の2分の1の国庫補助の割合を3分の2にするなどその割合を増やすべきです。そうした改革なしに、現場獣医師に、重箱の隅をつつかせるような調査は、すべきではないと考えます。共済制度の理解がないそれぞれの獣医師個人に、こうした調査を実施するよりも、獣医師会などの団体にきちんと協議させ、点数改定の基礎調査とすべきです。末端の共済組合では、以前行っていた指定嘱託獣医師の会議が行われず、共済制度の学習や、意見交換の場が極端に減ってしまっています。その辺の改善を農水省として取り組むべきではないでしょうか。
		病傷事故の診療費計算は診療点数表、薬価基準表による損害額の計算によるのだが、都道府県によっては連合会独自の規定があり、共済金の給付が制限されている現状がある。このような規定があること自体問題だと考えるが、農林水産省は把握しているのだろうか。連合会を指導し改善させるべきだ。 例えば再診料について考えてみると、農林水産省がやっと重い腰を上げ検討に入っているが、仮に点数表に追加（あるいは解釈変更）されることがあっても、我が県の連合会規定では原則として再診料を給付の対象にしていないので、この規定を変更しなければ、給付されないことになる。せっかく改定されても運用されなければ何の意味もないことになりますよ。このようなことが沢山あるのではないですか？農林水産省さん、動き出すのは今ですよ！！
	その他の要望・意見	離農する方が増加傾向にあり家畜の数も少なくなっているため、若い獣医師が新たに開業し生涯大動物臨床で生活していくことは不可能に近いと考えている。例えば、各県の共済組合等の団体診療所の充実が望ましいのでは。
		本調査に寄せられた個々の意見等について協議検討がされているのでしょうか。現場を知らない農林水産省の役人さんは、集まった意見をまとめ冊子化する事で予算を消化したと考えているのではないのでしょうか。全国の臨床獣医師が一生懸命考えて提案した事に報いるための事後検討をしっかりとやっていただきたい。本調査に提出された意見は、食料・農業・農村政策審議会農業共済部会家畜共済小委員会に資料として点数表の改定等に利用するとの事だが、委員の人たちはその資料をどれほど読み込んで委員会に臨んでいるのか疑問に感じる。例えば明らかなケアレスミスの内容を指摘したにもかかわらず、次回改定時にもそのままになっている事がある。指摘した事が間違っていたのなら仕方ないが、検討しなかったのか無視したのなら極めて遺憾である。
		病傷事故の診療費計算は診療点数表、薬価基準表による損害額の計算によるのだが、各県において連合会独自の規定があり、その給付が制限されている現状がある。この規定について農水省は把握しているのだろうか。あまりにも理不尽な規定については連合会を指導し改善させるべきだ。
		本調査に協力をした年度末に送られてくる冊子は、集まった意見を羅列しているにすぎない。診療点数制度を良く理解できていない人が書いたとしか思えない意見や、都道府県独自の給付基準を元にしたと思われる意見もあり、事前に当事者と調整をして掲載したほうが良いと考える。意見提出者個人への返事、回答、調整が無理ならば、せめて冊子にした「調査結果」には農林水産省として個々にコメントを掲載すべきである。

番号	種別	意見
		食料・農業・農村政策審議会農業共済部会家畜共済小委員会に委員として参画させていただきたいと思っております。聞くところによると各立場の獣医師が選任されているようですが、国による委員選任にあたり、本調査に協力した診療施設から立候補があった場合には、その中からも委員を選任する仕組みを検討してほしい。
		この毎年行っている調査結果を必ず食料農業農村政策審議会農業共済部会や家畜共済小委員会の委員に過去数年分も含めて公開し説明し、場合によっては意見を出した本人にも必要があれば委員からも連絡が取れるようにしていただきたい。
		本調査に対する謝金は、獣医師雇上日当相当額だと思います。指定獣医師としてこの調査に協力するのは当然の義務だということは理解していますが、安すぎはしませんか。到底1日でできる仕事量ではありません。特に今年度は診療件数、診療回数、個別の種別の件数など例年になく調査も加わり相当の日数を要しました。予算処置は厳しいとは思いますが、今後増額される事を希望します。